

クラブ会員会則

第1条 名称

本クラブは「ソニアスポーツクラブ」(以下本クラブ)と称す。

第2条 所在地

本クラブの所在地は、奈良県桜井市大字粟殿1016-1とする。

第3条 運営

本クラブの運営管理は株式会社ソニアスポーツが行う。

第4条 目的

本クラブは会員がクラブ内の施設を利用して、その心身の健康維持と増進を目的とする。

第5条 会員

本クラブは会員制とし、入会に際し以下の手続をとるものとする。

1. 本クラブに入会しようとする方は、本会則及び、細則の諸契約を本クラブと締結しなければならない。
2. 本クラブは1. に際して、本会則及び細則の契約書面を交付するものとする。
3. 本クラブの会員種別、利用条件は「細則」の通りとする。
4. 本クラブへの入会を希望される方は、所定の申し込み手続きを行い、本クラブの承認を得た上で、所定の申し込み金及び会費等を本クラブに納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとする。

第6条 入会資格

会員は本クラブの審査基準に適した男女とし次の各号に該当する方とする。

尚、18歳未満の場合は親権者の同意を必要とする。

1. 満16歳以上で、本会則及び本クラブの諸規定を遵守する方。
2. 健康状態に異常が無く、医師などに運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用を自立して行えうると認められた方、又は同伴で介助できる会員がいると認められた方。
3. 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
4. 刺青など(タトゥーを含む)をしていない方。
5. 暴力団関係者でない方。
6. 本クラブの会則、細則を承認された方。

第7条 会員区分

本クラブの会員区分は次の通りとする。

- ①正会員
- ②デイトタイム会員
- ③家族会員(同居親族に限る)
- ④アフタヌーン会員
- ⑤ホリデー会員
- ⑥アフター5会員
- ⑦ナイト会員
- ⑧90分会員
- ⑨親子会員A・B
- ⑩法人会員(無記名のチケット制)

第8条 会員区分の変更

本会則の第7条における会員区分の変更は変更希望月の前月の10日までに、変更届けを提出しなければならない。

第9条 入会金及び事務手数料

入会金及び事務手数料は別途定める金額とする。

尚、入会金は在籍期間のみ有効とし、事務手数料とともに、理由の如何に関わらず返還しないものとする。

第10条 会費

会員は「細則第2条・第3条」に定める会費を施設利用の有無に関わらず、前納にて支払うものとする。尚、一旦納入された会費については理由の如何を問わず、返還しないものとするが年一括支払いの会費については別途規定する。

第11条 譲渡

会員資格は、これを譲渡できないものとする。

第12条 会員資格の一時停止又は除名

会員が次の各号の一つに該当した場合はその会員の会員資格を一時停止、又は除名することができる。

1. 本クラブの名誉、信用を毀損し、また秩序を乱した場合。
2. 本会則・細則及び本クラブが定めた事項に違反した場合。
3. 本クラブの施設、設備等を故意に損壊した場合。
4. 第6条の入会資格が欠けた場合。
5. 月会費、年会費を滞納し、本クラブからの期限(3ヶ月)を定めた催告にも応じないため。

第13条 退会

1. 会員が退会する場合は、最終利用月の10日までに退会届をフロントまで提出しなければならない。
尚、10日が休業日の場合は前営業日とする。
また、月会費及びその他の未納金がある場合はこれを完納して退会するものとする。
2. 本クラブは会員が退会届を提出した時点で、年一括にて支払われた会費については、未経過月分を返還するものとする。
3. 会員が第1項で定めた退会届提出期限を過ぎ、11日以降月末までの期間で退会届を提出した場合、納入された翌月以降の会費は返還するものとする。
但しこの場合は別途定める期日過ぎ退会手数料を徴収するものとする。
4. 退会者(除名を含む)は退会時に会員証を本クラブに返還するものとし、それによって会費の発生が終了するものとする。

第14条 会員資格の喪失

次の各号の場合、会員はその資格を喪失する。

- ①死亡
- ②除名
- ③退会

第15条 入館証

1. 本クラブは、会員に入館証を交付する。
入館証はスマートフォン等でダウンロードするものとする。
(ただし法人会員にはチケットの交付とする)

2. 会員が施設を利用する場合、入館時、退館時に必ず入館証でチェックイン・チェックアウトの提示をしなければならない。
(法人会員はチケットを提出するものとする)
3. 入館証は、他人に貸与できないものとし、会員が第12条の各号の一つに該当し、その資格を喪失した場合は、速やかに入館証を本クラブに返還しなければならない。

第16条 変更事項の届出

会員は住所、連絡先、その他入会申込記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を所定の書面にて本クラブまで届けるものとする。

第17条 営業時間・休館日・臨時休業など

1. 本クラブは別途定める年間スケジュールにより、休館日をもうける。
2. 本クラブは諸般の事情により営業時間・休館日等を変更する場合がある。
3. 本クラブは次の事由により、施設の全部又は一部を臨時に休業又は使用制限することがある。
(1)天災・地変、あるいは台風等での災害や危険が予期される時など、やむをえない理由により本クラブを営業できない時。
(2)施設の補修又は改修をする時。
4. 本クラブは2.及び3.(2)の場合1ヶ月前までに会員に告知するものとする。
5. 本クラブが3.(2)の理由により長期休業した場合は、会費は次のとおりとする。
(1)月間21日以上休館した場合は、月会費は徴収しない。
(2)月間11日以上20日以内で休業した場合は、月会費の50%を徴収する。
(3)月間10日以内休業した場合は、所定の月会費を徴収する。
6. 年一括会費については、更新時期に上記の規定により、会費を調整するものとする。

第18条 ビジターの利用

1. 本クラブは会員の施設利用の妨げにならない範囲で、会員同伴に限り、会員以外の方(以下、「ビジター」と言う)の施設の利用を認める。
2. ビジターは施設利用に際し、別途定める費用を利用の都度支払うものとする。
3. ビジターの利用できる施設、時間は同伴した会員と同じとする。
4. 会員は同伴したビジターの施設内での行為について一切の責任を負うものとする。
5. ビジターは第6条各号の全てに該当する方に限るものとする。
6. 本クラブは必要に応じてビジターの入場を制限することができるものとする。

第19条 施設の利用ができない方

会員が次の各号の一つに該当した場合、本クラブはその会員の利用資格を停止することができる。

1. 入会資格に抵触した場合。
2. 別に定める規則や掲示物によるルール、マナー等を守らない方。
3. 刺青のある方、暴力団関係者。
4. 伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
5. 飲酒などにより、正常な施設利用が出来ないと認められる方。
6. 医師により運動を禁止されている方。
7. 他の施設利用者に迷惑をかけるなど、本クラブが不相当と認めた方。
8. 当施設がハラスメント行為(セクハラ・カスハラ等)を行ったと認めた方。
9. 当施設で定められた場所以外での喫煙(電子タバコも含む)を行った方。
※駐車場内も禁煙。

第20条 免責

本クラブを利用するにあたり、発生した盗難・傷害・死亡・その他の事故に関して、明らかに本クラブの責に帰する場合を除き、一切責任を負わないものとする。

第21条 損害賠償

1. 会員ならびに会員が同伴したビジターが、本クラブの利用に際して発生させた人的、物的損害に関しては、本クラブは一切損害賠償の責を負わない。
2. 会員が本クラブの施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により本クラブ又は、第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償をしなければならない。尚、会員が同伴したビジターについては会員が連帯して賠償しなければならない。

第22条 会社からの契約解除

1. 会社はやむをえない事情により、会員との契約を解除する場合には、書面にて会員に契約解除を通知するものとする。
2. 会社は会員との契約解除をした時は、会員資格期限未了の会員に対して、下記区分に従って解約金を支払うものとする。
 - (1) 入会から6ヶ月未満の場合は、入会時入会金の100%を支払う。
 - (2) 入会から6ヶ月以上、12ヶ月未満の場合は入会時入会金の50%を支払う。
 - (3) 入会から12ヶ月以上の場合は、解約金は支払わない。
3. 会社は年一括にて既納された会費のうち未経過月分の会費がある場合、未経過月分を返還するものとする。

第23条 附則

本クラブの入会金並びに月会費等については経済事情の変動等を勘案し、必要に応じて、変更する場合がある。

第24条 細則等

本会則に定めない事項並びに業務遂行上必要な事項は、細則による他必要に応じて本クラブが定めることができる。

第25条 改正

本会則の改正並びに細則の改正は本クラブがこれを定めるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。またその内容はクラブの所定の場所に2週間掲示するものとする。

第26条 本会則の発効

本会則は2025年5月1日より発効する。

細則

第1条 入会金・事務手数料

1. 会則第9条における入会金及び事務手数料は次の通りとする。

入会金	5,500円(税込み)
事務手数料	2,200円(税込み)

※必要に応じて健康診断書の提出をお願いする場合があります。

※家族会員は入会金5,400円+(申込人数×事務手数料)

2. 会員は前項の入会金・事務手数料を入会申し込み時に現金で支払うものとする。

第2条 月会費

1. 会則第10条における月会費は(当月1日から当月末まで),は、会員区分に応じて次の通りとする。

正会員	12,463円(税込み)
デイトタイム会員	9,317円(税込み)
アフタヌーン会員	8,107円(税込み)
ホリデイ会員	8,833円(税込み)
ナイト会員	7,260円(税込み)
家族会員(2名)	21,296円(税込み)
アフター5会員	9,317円(税込み)
90分会員	7,018円(税込み)
親子会員A	7,260円(税込み)
親子会員B	8,470円(税込み)

2. 会員は入会申し込み時に1ヶ月分の月会費を現金で支払うものとする。
3. 2ヶ月目以降の月会費は毎月27日までに翌月分の月会費を預金口座自動振替により支払うものとする。尚、27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とする。

第3条 会費の年一括払い

1. 会員が1年(12ヶ月)分の会費を一括で支払う時、会費は次の通りとする。

正会員	137,093円(税込み)
デイトタイム会員	102,487円(税込み)
アフタヌーン会員	89,177円(税込み)
ホリデイ会員	97,163円(税込み)
家族会員(2名)	234,256円(税込み)

90分会員	77,198円(税込み)
ナイト会員	79,860円(税込み)
アフター5会員	102,487円(税込み)

2. 会員は前年度(1年間)の属する最終月の27日までに新年度(1年間)分の前項の会費を支払うものとする。
但し、入会月の1日から1年間分の支払いは、本クラブの入会申し込み時に現金で支払うものとする。
3. 会則第13条2項に定める途中解約については、納入済みの年一括会費から経過月月会費相当額を差し引いた分を返還するものとする。

第4条 家族会員の追加

1. 家族会員(2名)は、会則第7条に該当する同居の親族を家族会員に追加することができるが、この追加に伴う入会金、事務手数料及び月会費は、追加家族会員1名あたり、次の通りとし、3名までを限度とする。

月会費	8,833円(税込み)
事務手数料	2,200円(税込み)

又は、月会費の年一括払い97,163円(税込み)

2. 前項の月会費、事務手数料の支払いは細則第1条2項、第2条2項、第3条2項3項の各規定を適応する。

第5条 期日過ぎ退会手数料

会則第13条第3項における期日過ぎ退会手数料は、1,100円(税込)とする。

第6条 ビジター料金

会則第18条2項におけるビジター料金は1回1名につき3,300円(税込み)とする。

ただし、本クラブは会員又は地域へのサービスのために無料及び上記以外の料金にてビジターを認める場合がある。

第7条 入館証の発行

会則第15条における入館証の発行料は一会員証につき1,500円(税込み)とする。

※入館証の発行はスマートフォン等をお持ちでない方にのみ発行する。

第8条 入会手続きの必要書類

本クラブに入会する方は、入会申し込み時に次の書類を提出しなければならない。

- ①入会申込書 ②健康申告書 ③預金口座振り替え依頼書
⑤通帳届出印鑑 ⑥その他本クラブが定める必要書類

※必要に応じて健康診断書の提出をお願いする場合があります。

第9条 利用日及び営業時間

1. 本クラブの利用日及び利用時間は会員区分に応じて次の通りとする。

会員区分	月～金(但し、祝日を除く)	日曜・祝日	利用制限
正会員 家族会員 親子会員A・B	午前10時～午後11時 (最終チェックイン午後10時) 土/午前10時～午後10時 (最終チェックイン午後9時)	午前10時～午後7時 (最終チェックイン午後6時)	但し、プールはスイミングスクール実施中は利用不可 (午後3時～午後6時30分) (日曜日は除く)

会員区分	月～土	日曜は利用不可	利用制限
デイトタイム会員	午前10時～午後6時 (最終チェックイン午後5時)	祝日(月～土) 午前10時～午後6時	但し、プールはスイミングスクール実施中は利用不可 (午後3時～午後6時30分) (日曜日は除く)

会員区分	月～金	土・日は利用不可	利用制限
アフタヌーン会員	午後1時～午後6時 (最終チェックイン午後5時)	祝日(月～金) 午後1時～午後6時	但し、プールはスイミングスクール実施中は利用不可 (午後3時～午後6時30分) (日曜日は除く)

会員区分	土・日・祝日	月～金	利用制限
ホリデイ会員	土/午前10時～午後10時 最終チェックイン午後9時) 日・祝/午前10時～午後7時 (最終チェックイン午後6時)	利用不可	但し、プールはスイミングスクール実施中は利用不可 (午後3時～午後6時30分) (日曜日は除く)

会員区分	月・火・水・金	日曜・祝日	利用制限
ナイト会員	午後8時～午後11時 (最終チェックイン午後10時)	利用不可	但し、プールはスイミングスクール実施中は利用不可 (午後3時～午後6時30分) (日曜日は除く)

会員区分	月～金(但し、祝日を除く)	日曜・祝日	利用制限
90分会員	午前10時～午後11時 (最終チェックイン午後10時) 土/午前10時～午後10時 (最終チェックイン午後9時) ただし、入館から退館まで90分	午前10時～午後7時 (最終チェックイン午後6時)	但し、プールはスイミングスクール実施中は利用不可 (午後3時～午後6時30分) (日曜日は除く)

会員区分	月・火・水・金	日曜・祝日	利用制限
アフター5会員	午後5時～午後11時 (最終チェックイン午後10時) ※土/午後5時～午後10時 (最終チェックイン午後9時)	利用不可	但し、プールはスイミングスクール実施中は利用不可 (午後3時～午後6時30分) (日曜日は除く)

第10条 改正

本細則の改正は本クラブが必要に応じてこれをおこなうことができるものとし、その効力は全ての会員におよぶものとする。

又、その内容はクラブの所定の場所に2週間掲示するものとする。

第11条 本細則の発効

本細則は2025年5月1日より、発効する。